

2. 事業実施についての改革の取組

これまでの取り組み

H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19

役割を終えた事業制度の廃止等 (経済社会情勢や国民のニーズの変化等に伴い、一定の役割を終えた事業制度を廃止)

H12～ 国営農地再編整備事業(一般型)の廃止(新規採択取りやめ)

H12 干拓事業地区「中海地区(本庄工区)」、「木曾岬地区」の中止

H13～ 農村総合整備事業の廃止(新規採択取りやめ)

H15 国営農地開発事業の廃止

H15 広域農道整備事業の採択予定路線830kmを500kmに限定

H19 水田について、国が行う水源開発を伴う
新設事業について、採択を中止

事業費要件の引き上げ等 (国の関与を縮小)

H13 直轄地すべり対策事業: (設定なし) 50億円以上

H15 国営造成土地改良施設整備事業: 3億円以上 10億円以上

H16 農免農道整備事業: 市町村等事業の新規採択を原則中止

H16 農村振興総合整備事業: 県営1億円、団体営0.5億円以上 2億円以上

H17 田園空間総合整備事業:

県営1億円、団体営0.5億円以上 2億円以上

H18～ 地域整備関連総合整備事業、地域開発関連

基盤整備事業の廃止(新規採択取りやめ)

H19 集落基盤整備事業: 県営1億円以上 2億円以上

団体営0.5億円以上 2億円以上

H19 集落地域整備統合補助事業:

0.5億円以上 2億円以上

今後の対応

役割が小さくなった事業の見直し

事業の大括り化により、地域のニーズに的確に対応し、引き続き国の関与を縮小

農村振興総合整備事業、集落基盤整備事業、集落地域整備統合補助事業のうち
団体営事業を村づくり交付金へ、都道府県営事業を農村振興総合整備事業へ統合(H20年度)